

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 3 0 年度第 1 回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	平成 3 0 年 8 月 7 日（火） 開会；1 0 時 3 0 分・閉会；1 1 時 1 5 分
開 催 場 所	産業文化会館 2 階 2 B 会議室
出席者（委員） 氏 名	蔭山好信、井上文子、吉竹貞夫、柳澤俊行、平野昭一 須藤 隆、藤田 烈
欠席者（委員） 氏 名	長嶋道枝
事 務 局	総務課 中村課長、武藤主査 実施機関（都市計画課）寺田主幹、鴨田主事
会 議 内 容	・ 議事 1 第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査実施に伴う外部提供に係る本人通知の省略について ・ 議事 2 「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会に実施機関が意見を聴く場合に関する取扱要綱」の改正について
会 議 資 料	・ 会議次第 ・ 議事 1（資料 1－1～1－6） ・ 議事 2（資料 2－1、2－2）
その他必要 事 項	傍聴人なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	1 開会 ・新たに委員に就任した平野委員を迎えての開催である。 ・委員の過半数が出席している。行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第3項で規定するとおり審議会を開催する。 2 会長あいさつ 3 議事 ・議事進行について、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定により、議長を蔭山会長にお任せする。
蔭山会長	議長を務めさせていただく。議事の円滑な進行に皆さんの御協力をお願いする。 それでは、「第6回東京都市圏パーソントリップ調査実施に伴う外部提供に係る本人通知の省略について」事務局から説明を求める。
実施機関	＜資料1－1から1－6にもとづき説明＞
蔭山会長	本諮問は、外部提供については、行田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条1項第5号に該当するため、当審議会の意見は求めないが、条例第7条第3項の本人通知について、審議会の意見を求めるということである。 事務局からの発言について、意見や質問があれば発言いただきたい。
藤田委員	調査の結果を行田市はどのように活用するのか。調査を実施したら、データを活用しないと意味がない。元気なまちをつくりたいというのが抽象的である。埼玉県が実施するものであるが、このデータを具体的にどのように活用すると考えているのか。

実施機関	行田市では都市計画マスタープランを作成している。行田市の将来的な都市計画のあり方を決めるものに活用していく。
藤田委員	交通等の調査と言っているが、まちを良くするためには様々な条件がある。こういったものに活用できるのか。以前、都市計画マスタープラン作成に携わったが、例えば、人口減少についての理由まで把握していなかった。調査結果が活用されていないのではないか。結果をどう活かせるのかを知りたい。
実施機関	ご指摘のとおりと思う。 まちづくりのための利用用途はたくさんある。今後あらゆる面で活用していきたい。
藤田委員	調査目的があると思う。まちを良くするため、もっと結果を活かしてほしい。
井上委員	本人通知の省略はしないでほしい。 市のホームページや市報に掲載とあるが、市報で大きい枠を取って調査の周知はしてほしい。 本人通知には費用がかかるというが、1,200 世帯ではがき 1 枚 62 円とすると計 74,400 円くらいである。印刷代含め 10 万円くらいではないか。調査の対象となった旨を記載し、市長名で通知してほしい。自治会に加入していない市民には市報が届かない。高齢者にとっても、突然の通知より事前に通知があることが望ましいと思う。市民一人一人を大切にする行田市であってほしい。 通知に係る費用や事務量を市ではどの程度かかると試算しているか。
実施機関	費用の具体的な算出はしていない。

井上委員	事務量というのは、文書作成や宛名書き等のことを言っているのか。
実施機関	その通りである。そのような事務を考えると、通知が 1,200 世帯、約 5,000 人に及ぶことから、事務量を過分に要すると考える。
井上委員	世帯主に行くわけだから、世帯に 1 通でいいのではないか。
実施機関	説明が誤っていた。そのとおりである。
井上委員	安易かもしれないが、10 万円くらいで済むのであれば、対象者一人一人に調査の事前の依頼通知を市長名で出してもいいのではないか。調査は任意であること等が記載されていればなおさらよい。 突然届いても回答しない方は多いと考える。回収率はどれくらいを想定しているのか。
実施機関	回収率は、埼玉県が実施しているため市へは届いていない。過去の回収率は不明である。 先ほどから申し上げている本人通知についてであるが、ホームページや市報、県の広報誌に掲載する。さらに、埼玉県から県知事名で調査協力依頼が通知されることから、市としては本人通知の省略という形で対応したいと考える。
井上委員	県からの通知以前に、ワンステップ入れてほしいと考える。
吉竹委員	資料 1－5 について、具体的にはスマートフォンやインターネットで回答する形であるが、資料 1－5 の中面にインターネットが

	利用できない方のためにと記載があるが、インターネットで回答できなかった場合は、調査票が郵送で送られるということか。ずいぶん時間的なズレが生じると思う。
実施機関	調査期間は９月～１２月と聞いている。
吉竹委員	回答期限と書かれているが、これはインターネットでの回答期限なのか。期限までに回答がない方に、郵送での手続きとなるということか。
実施機関	その通りである。
柳澤委員	費用を本人通知省略の理由とするのであれば、見積りその他というのは適切に数字として挙げないと、対抗する根拠にならない。 「費用がどれだけ、事務量がこれだけ、人数と時間その他がこれくらいかかるから、本人通知を省略する」という積算根拠がないというのは、市民の大切な情報を預かる上で、理由にならない。 また、県のほうに情報を提供して、その結果を把握していないというのも、フィードバックしていないということである。これから１０年という期間があるわけなので、何かしら行動を起こし、行動した結果が事務量に見合うのかどうかにつながると思う。これら２つの根拠があって、初めて事務処理の効率化という意味で本人通知を省略したいというものでないと、市民に対しても説明ができない。例えば、広報誌で具体的数値を出さないとしても、この文言だけを出して解決するというのであれば、市民から問い合わせがあったときに具体的数値をもって理由を回答できるのではないか。
蔭山会長	いろいろ意見が出ているが、ここで議題としているのは「埼玉

	県にパーソントリップ調査のために、あなたの住所・氏名等を外部提供しました」ということである。 その後の調査結果を踏まえて何かしなければいけないというのは、これから市の目標としてやっていただければいいことである。何も活用せず放置することは、何のために調査するかわからないためきちんと実施していただきたい。 ここでは、個人情報県に通知したことの本人通知を省略してよいかどうかである。 そこに要点を絞った上で、さらにご意見を賜りたい。
須藤委員	資料を見ると、県内で約１０万世帯が対象となっている。井上委員の言われたとおり、調査の対象となったとき一声かけてもらいたいのが市民心理である。ただ、同時に、これだけ数が多かったとき、調査の度に通知するとなると事務局のいうとおり通知する側の負担になるのもわかる。 一般的にこのような調査をする場合、通知はしているものなのか。
井上委員	１０年前は通知していたのか。
実施機関	何年かに一度の国や市が行う統計調査では、広報誌等での周知や直接本人宛の通知で責任の所在等を明記し知らせている。１０年前の調査で通知したか否かであるが、資料が残っていないので不明である。
井上委員	他の市町村は通知しなくても、行田市はぜひ通知してほしい。
柳澤委員	主体は県で、市に情報提供依頼するが、市が実施することによる予算的なものは県からあるのか。

実施機関	特にありません。
柳澤委員	行田市の予算で行うということか。先ほど申し上げたが、費用の面を明確にすれば、市の財政のこともあると思うので、積算した結果、予算の面から本人通知を省略したいと理由付けるのであれば、省略してもいいと考える。
蔭山会長	事前に通知をして心構えをさせてほしいというご意見と、県からの予算もないのであれば、省略してもいいのではないかというご意見がある。県へ予算を要求することはできるのか。
実施機関	県でも市町村が本人へ通知をするための予算はない。
吉竹委員	省略する理由について、経費のことやホームページに掲載してあるから、ある程度要件が明らかにされている、となっている。通知しなくていいという、根本的な理由を、明確に出したほうがよい。省略する理由は経費がかかる等ではなく、「相当な理由」や「不当に侵害しない理由」があるから省略することとした。というべきではないか。 統計調査の場合、埼玉県だけでなく全国的に「こういうやり方でこう進めましょう」という流れがあると思う。丁寧なやり方は井上委員のおっしゃる通り通知することだと思うが、そこまで行わなくても、埼玉県知事名の通知によって、ある程度理解は得られると思う。
蔭山会長	吉竹委員ご指摘のとおりである。条例では、本人や第三者の権利利益を不当に侵害しない場合等で、審議会が認めたときは通知を省略することができるとなっている。それを前面に出さないと、

	「経費がかかる、手間がかかるで」は権利利益を侵害するということになるか否かの話とは方向性が異なる。 ホームページや広報等に掲載することから、本人が知る機会があるので、本人の権利利益を不当に侵害することにはならないというような提案理由に変えたほうがよい。
井上委員	市報の一面に掲載してもらえれば読む。
藤田委員	市報の1ページ全面に掲載すればよい。インターネットやスマートフォンも全員が持っているわけではない。
実施機関	市報の枠は限られている。1ページ掲載は難しい。
藤田委員	周知方法を検討して広報し、協力依頼するのでなければ回収率は悪くなる。回答者は時間を割いて協力している。回答者の気持ちも考えてほしい。
蔭山会長	広報等を工夫して、市民に知らしめる策を講じるのであれば通知を省略しても差し支えないという意見が多数である。 何も策を講じず、通知を省略してはいけないという意見があるということも肝に銘じておくこと。 今回の諮問については、条件付きで本人通知省略を妥当と判断する。
蔭山会長	続いて、議事2「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会に実施機関が意見を聴く場合に関する取扱要綱」の改正について事務局の説明を求める。
事務局	<資料2-1、2-2にもとづき説明>

蔭山会長	「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会に実施機関が意見を聴く場合に関する取扱要綱」における意見を聴く場合というのが、条例第２条第１項第１号から第８号までに限られたということとでよいか。
事務局	その通りである。
蔭山会長	今後、条例第２条第１項第１号から第８号までに該当する場合に当審議会が集められ、意見を求められるということである。 本日は、「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会に実施機関が意見を聴く場合に関する取扱要綱」の改正について報告を受けるということでよろしいか。 改正後の「解釈と運用」は、いつ頃できあがるのか。
事務局	ただいま準備中のため、次回の審議会でお諮りすることになると思う。
蔭山会長	議題２に関し、何かご意見ご質問等あるか。 意見なし
蔭山会長	以上で、平成３０年度第１回情報公開・個人情報保護運営委審議会の議事を終了する。